

福岡市ホームレス自立支援実施計画

目次

第1	はじめに	1
1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ及び計画期間	1
第2	ホームレスの現状	2
1	人数	2
2	本市における生活実態調査結果	3
第3	本市の取り組みの経緯及び施策の状況	6
1	本市の取り組みの経緯	6
2	本市の施策の実施状況	6
(1)	生活保護の相談機能の強化（自立助長策）	6
(2)	結核検診・治療	6
(3)	公園等利用の適正化指導	6
第4	ホームレス対策の推進方策	7
1	国の基本方針の基本的な考え方（要旨）	7
2	本市の取り組みの基本的な考え方	7
	〔総論〕	7
	〔各論〕	9
(1)	就業の機会の確保	9
(2)	就労による自立に向けた支援	9
(3)	安定した居住の場所の確保	10
(4)	保健及び医療の確保	10
(5)	生活に関する相談及び指導	10
(6)	緊急に行うべき援助及び必要な生活保護の実施	11
(7)	人権擁護	11
(8)	地域における生活環境の改善	12
(9)	総合的かつ効果的な推進体制（関係機関，団体等の連携強化等）	12
(10)	ホームレスとなるおそれがある者への対応	12
	〔参考資料〕	
	用語説明	13
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	14

第1 はじめに

1 計画の目的

我が国では長期的な不況等により、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、公園や河川等において日常生活を送っており、健康で文化的な生活を送ることができず、また、地域社会とのあつれきが生じています。現下の厳しい経済情勢の下、ホームレスの数は増加傾向が続くと思われま

す。本市においても、公園や駅の周辺では多くのホームレスが生活し、公園など公共施設等の利用ができにくいなどの問題が生じています。

ホームレスは、主として「就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること」、「医療や福祉等の援護が必要なこと」、「社会生活を望まない」などの類型に分けられ、これらが複雑に重なりあってホームレス問題が発生しています。その背景には、最近の経済情勢の悪化、家族や地域の住民相互のつながりの希薄化などの問題があります。こうした要因や背景を踏まえて総合的かつきめ細かなホームレス対策を講ずる必要があります。

こうした中、ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進するため、平成14年8月にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）が成立しました。この法に基づき、国は地方自治体の協力を得て「ホームレスの実態に関する全国調査」（以下「全国調査」という。）を行い、平成15年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定しました。地方公共団体においては、必要があると認められるときは、この基本方針等に即し、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しなければならないとされています。

このため本市としても、全国調査の結果、ホームレスの数が607人と多いことから国の基本方針や福岡県が策定する実施計画に即して、福岡市の実情に応じた施策を総合的かつ計画的に実施し、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、新たにホームレスとなることを防止し、地域社会におけるホームレス問題の解決を図るため、実施計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ及び計画期間

- (1) 本計画は、法第9条第2項及び国の基本方針等に即して策定する実施計画です。
- (2) 計画期間は、基本方針等により計画期間が5年間とされていることから、基本的には、平成16年度から20年度の5年間です。

ただし、国の基本方針等の見直し等に応じて次期計画を策定します。

第2 ホームレスの現状

国は法に基づきホームレスの自立の基本方針を策定するため、平成15年1月～2月に地方公共団体の協力を得て全国調査として目視によるホームレス数の調査及び生活実態について調査票に基づき個別の面接調査（以下「生活実態調査」という。）を実施しました。

本市における生活実態調査は主として公園等に定住しているホームレスを中心に、このほか駅舎等に寝泊まりする移動型のホームレスも対象に実施しました。

1 人数

平成15年1月～2月の全国調査の結果、本市内のホームレスの数は607人となっています。

調査地域別では、都市公園351人、河川48人、道路12人、駅舎67人、その他の施設129人となっています。

また、区別では東区59人、博多区301人、中央区187人、南区28人、城南区1人、早良区6人、西区25人となっています。

本市のホームレス数の推移〔目視調査〕

年 度	男 性	女 性	不 明	合 計	備 考
10年度	155	13	6	174	市管理の公園を調査対象とする
11年度	295	27	6	328	港湾関係施設を調査対象に加える
12年度	299	38	3	340	
13年度	285	47	8	340	
14年度	525	52	30	607	河川，道路，駅舎，各公共施設，地下街，商店街なども調査対象に加える

各年度12月調査（14年度のみ15年1月調査）

2 本市における生活実態調査結果

本市の生活実態調査の結果の概要は次のとおりです。なお、参考として全国調査の結果を（ ）で記載しています。

(1)〔性別〕

性別は、「男性」81.8%（全国値は95.2%）、「女性」18.2%（全国値は4.8%）となっています。

(2)〔年齢〕

年齢は、50歳代が51.1%（全国値は45.4%）と最も多く、60歳以上が27.3%（全国値は35.4%）となっています。

これらを合わせた50歳以上は全体の78.4%（全国値は80.8%）となっています。

(3)〔路上生活の形態〕

路上生活の形態は、生活の場所が定まっている者が79.5%（全国値は84.1%）であり、このうち、生活場所としては、「公園」が77.3%（全国値は41.1%）と大半を占めています。

(4)〔路上生活歴〕

路上生活の期間は、1年未満の者が34.1%（全国値は30.7%）と多く、3年以上5年未満の者が31.8%（全国値は19.7%）、1年以上3年未満の者が14.8%（全国値25.6%）となっています。

(5)〔仕事と収入の状況〕

収入の状況は、ホームレスの67.0%（全国値は64.7%）が仕事をしており、収入月額「1万円以上3万円未満」が40.7%（全国値は35.2%）と最も多くなっています。次に「3万円以上5万円未満」が20.3%（全国値は18.9%）となっています。

仕事の内容は、「廃品回収」が81.4%（全国値は73.3%）と多く、「建設日雇」が11.9%（全国値は17.0%）となっています。

(6)〔路上生活に至る理由〕（複数回答）

路上生活になった主な理由は、「仕事が減った」が28.4%（全国値は35.6%）、「倒産・失業」が27.3%（全国値は32.9%）、「家庭内のいざこざ」が10.2%（全国値は7.4%）となっています。

(7)〔職歴〕

路上生活直前に就いていた仕事は、「建設作業・技能従事者」が48.8%（全国値は55.2%）、「生産工程・製造作業者」が12.5%（全国値は10.5%）となっています。

また、その時の立場は、「常勤職員・従業員（正社員）」が48.2%（全国値は39.8%）、「日雇」が32.5%（全国値は36.1%）となっています。

(8)〔路上生活直前の生活地域〕

路上生活直前に住んでいた地域は、「福岡県内（路上生活している地域が県内）」が62.5%（全国値は68.5%）、「県外（路上生活している地域が県外）」が37.5%（全国値は31.5%）となっています。「県外」の内訳は「九州各県」が36.4%、「東京」、「大阪」がそれぞれ15.2%となっています。

(9)〔シェルター（緊急一時宿泊所）及び自立支援センターの利用意思〕

緊急的な一時宿泊所であるシェルターの利用希望は、「利用したい」が39.8%（全国値38.7%）、一定期間入所して生活相談や食事等を受け就労による自立をするための自立支援センターの利用希望は、「利用したい」が37.5%（全国値は38.9%）となっています。

(10)〔今後の自立計画〕

今後の望む生活は、「きちんと就職して働きたい」28.4%（全国値は49.7%）、「アルミ缶回収などの都市雑業的な仕事」が9.1%（全国値は6.7%）、「就職できないので福祉を利用して生活したい」が10.2%（全国値は7.5%）となっています。

また、「今のままでよい（路上生活）」が21.6%（全国値は13.1%）、「わからない・その他」が27.3%（全国値は13.7%）となっています。

(11)〔求職活動状況・希望職種〕

求職活動は、「求職活動をしている」が27.3%（全国値は32.0%）、「求職活動をしていないが、今後求職活動をする予定」が6.8%（全国値は26.0%）、「求職活動は行っていないし、今後も行おう予定はない」が65.9%（全国値は42.0%）となっています。

また、希望する職種は、「技能工や建設作業員等」が54.2%（全国値は49.6%）となっています。

(12)〔希望する就労支援〕（複数回答）

就職するために望む支援は、「自分たちにあった仕事先を開拓してほしい」23.9%（全国値は39.5%）、「もっと身近に就職の相談や求人情報が見れるようにしてほしい」8.0%（全国値は21.8%）、「身元保証や住民票の設定を援助してほしい」5.7%（全国値は31.8%）となっています。

また、「特に援助は必要としない」が53.4%となっています。

(13)〔行政への要望・意見〕（自由回答）

行政への要望・意見としては、「住居関連」が17.0%（全国値は7.8%）、「仕事関連」が14.8%（全国値は27.1%）となっています。

一方、「行政に特に望むものはない」とする者も58.0%（全国値は30.6%）となっています。

第3 本市の取り組みの経緯及び施策の状況

1 本市の取り組みの経緯

本市のホームレス対策に関しては、ホームレス問題に総合的に取り組むため平成12年11月に助役・関係局長で構成する「福岡市ホームレス対策連絡会議」を設置し、当面の方針として生活保護の相談機能の強化、結核検診、公園利用の適正化等の基本的な施策を連携しながら対策を進めてきました。

2 本市の施策の実施状況

(1)生活保護の相談機能の強化（自立助長策）

ホームレスが入院した場合の医療給付（医療扶助）を行うほか、居宅生活への支援を行うため、特に高齢者や障害者などの要援護者（要保護者）の場合には、いったん市立松濤園内の救護施設に2週間程度入所のうえ、生活保護の適用を行っています。

また、ホームレスの入院の受け入れに関して、医療機関に対し「入院協力金」を給付するなどにより受け入れの協力を依頼しています。

施策等の実績は、13年度55人、14年度139人、15年度は12月末現在で201人が生活保護の適用により、ホームレス状態から居宅へ移行しました。

(2)結核検診・治療

公衆衛生及び健康対策の観点から、公園等で生活しているホームレスを中心に、公園等においてレントゲン車を持ち込み、結核の検診を行っています。

施策等の実績は、13年度3か所86人受診、14年度5か所87人、15年度は12月末現在で8か所161人が受診しました。

なお、これまでに、2人の結核患者が確認されており、服薬指導を行いました。

(3)公園等利用の適正化指導

公園等の適正な利用を図るため、特に博多区内の公園において巡回パトロールを実施し、人権に配慮しつつ個別に指導を行っています。

施策等の実績は、福祉施策(生活保護等)と連携し居宅への移行に伴って、13年度以降、毎年約40件前後の青テント・段ボールなどの不法占用物件の撤去を行いました。

また、新たな不法占用物件の発生防止や公園の適正利用についての苦情に対しては、区役所等の職員が速やかに当該箇所の指導を行うなどの迅速な対応を行ったことで、市民の方の理解の一助となっていることなど、一定の効果が上がっています。

第4 ホームレス対策の推進方策

1 国の基本方針の基本的な考え方（要旨）

国は法の趣旨を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する国の基本方針を国民、地方公共団体、関係団体に明示するとともに次の基本的な考え方によってホームレス対策を推進することとしています。

- (1) ホームレスの要因や背景を踏まえた、総合的かつきめ細かな対策が必要です。
- (2) ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本です。このため就業機会の確保が最重要であり、その他居住の確保等が重要です。
- (3) 地方公共団体は、ホームレス数に応じた施策を実施します。
- (4) 基本方針等の見直し

法附則第3条において、基本方針の策定後5年を目途として、見直しを行うこととしています。

また、見直しにあたっては基本方針に定めた施策について政策評価を行います。

2 本市の取り組みの基本的な考え方

〔総論〕

全国調査の結果等によっても本市においてホームレスが増加しており、既存の施策のみでは問題の解決やホームレスの減少が困難です。

全国調査の際の本市における生活実態調査（聞き取り調査）では「一定期間入所し就労による自立をするための自立支援施設を利用したい者が約4割」、「今後の自立計画については、きちんと就職して働きたい者が約3割」などとなっており、調査結果等を踏まえて、本市は次の基本的な考え方に基づき取り組みを進めます。

- (1) ホームレスの抱える状況は、それぞれに異なり、個々の抱える問題に応じて適切な対応が必要です。
- (2) ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本とします。
- (3) ホームレスが継続的に自立するためには就業の機会や安定した居住の場所の確保が必要であり、民間団体の就労自立支援プログラムなどと協働してホームレスの自立支援を進めます。

- (4) 傷病のために入院を要する者，障害者，高齢者，児童等を伴ったホームレスなどに対しては，必要に応じて関係機関と連携し緊急な対応に努めます。
- (5) 野宿生活の長期化や一般社会生活からの逃避など社会生活を望まないホームレスに対しては相談活動等を通じて自立意欲の喚起に努めます。
- (6) 施策の推進に当たる庁内組織や関係機関の連携を強化し，また，民間団体と協働して，種々のニーズに対応できる相談体制の確保を目指します。
- (7) 公園等の公共の用に供する施設をホームレスが居住の場所とすることによって，その適正な利用が妨げられている場合には，ホームレスの人権に配慮しながら自立の支援等に関する施策との連携を図り，不法占用物件等の撤去に努めます。

〔各論〕

(1) 就業の機会の確保

ホームレスの就労による自立を図るためには、ホームレス自身の意思による自立を基本とし、就労する意欲がある者に対して、就業に関する各種情報の提供等が必要です。

また、都市に需要が多く、特別の資格や経験等を必要としない職種をはじめとした新たな雇用の開拓が重要となっています。このため国（ハローワーク等）や県と連携を図り、民間団体が実施している職業相談や職場定着のため取り組みなどを支援する必要があります。

雇用への理解を深めるため、事業主等に対する啓発活動を行います。

ホームレスの就業ニーズを的確にとらえるため、民間団体の相談事業との連携を図ります。

ホームレスの就業ニーズに応じた求人情報の収集や提供のため、関係機関との連絡会議等を通じて国や福岡県との連携を図ります。

都市に需要が多い、資格や経験等を必要としない職種の開拓等を研究します。

国等が実施する技能習得及び資格取得等を目的とした技能講習会の情報提供を行うとともに、ホームレスが就業に結びつく技能講習や効果的な仕組みを研究します。

(2) 就労による自立にむけた支援

ホームレスの就労による自立支援については、就労意欲のあるホームレスへの支援は必要であり、民間団体が行う就労による自立支援プログラムとの協働により自立支援を進めることが効果的です。

なお、自立支援を行う大規模な入所施設等の設置・運営等は、種々の課題もありますが、今後とも自立支援施設等の研究が必要です。

就労による自立意欲の高いホームレスに対し、民間団体と協働し、就労による自立を支援します。

将来に向けての継続的な自立を助長するために、雇用に関する支援と併せて安定した住居の確保を支援します。

(3) 安定した居住の場所の確保

ホームレスが安定した居住の場所を確保できるように、現在、民間団体と市の連携のもと、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供や民間団体が保証人を確保できない人への支援などを進めており、それに伴う効果も出ています。今後もより密接に民間団体との連携を図り安定した住居の確保が必要となっています。

民間団体との連携を図り、低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報提供を充実します。

入居の際に保証人が確保できない人への支援に努めます。

安定した住宅の確保のため、公営住宅等の活用について研究します。

(4) 保健及び医療の確保

ホームレスの保健及び医療の確保については、保健福祉局、区保健福祉センター、医療機関、関係団体等が連携して、実施中の結核検診等の充実を図る必要があります。

また、健康に不安を抱えるホームレスに対して適切な相談体制の強化及び保健指導等も必要となっています。

結核検診の実施回数を増やすなど結核検診を充実します。

結核検診の結果等により結核に罹患している場合は服薬指導を徹底します。

民間団体が実施する保健・医療相談等との連携を図ります。

緊急搬送時の受け入れ救急医療機関の確保に努めます。

(5) 生活に関する相談及び指導

ホームレスに対する相談の実施については、ホームレスが個々に抱える問題を十分に把握し、問題解決のための関係機関との連携・調整を図るなどホームレスの自立に向け、きめ細かに関わっていくことが重要です。このため、民間団体が行う相談等と連携・支援し、総合的な相談及び援助体制の確保が必要となっています。

民間団体を主体とした総合的な相談体制の確保に努めます。

民間団体が行う街頭相談との連携を図ります。

福祉施策の活用、多重債務問題等専門的な知識が必要な場合の相談体制の確保に努めます。

(6) 緊急に行うべき援助及び必要な生活保護の実施

傷病等のため緊急に援助を要するホームレスに対しては、ホームレスの状況を十分に把握し、生活保護などの福祉施策を適切に実施する必要があります。

傷病のために入院を要する者や医療機関に搬送された者に対して必要に応じて生活保護を適用します。

障害者や高齢者等の要援護者に対して、居宅生活への移行が可能な場合は、救護施設「松濤園」に2週間程度入所のうえ生活保護を適用します。

松濤園はホームレスの居宅生活への移行にあたり、社会復帰に必要な生活習慣等を身につけるための指導援助を行います。

児童等を伴った場合等で緊急に一時保護(宿泊)が必要な場合には、関係機関や民間団体と連携し、援助を行います。

(7) 人権擁護

ホームレスの人権擁護については、基本的人権の尊重を基本として、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、市民の理解や協力を得るための啓発活動等が必要となっています。

社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携しながら、市民や地域の理解を得るための啓発に努めます。

人権に関する相談については、人権啓発センター、人権擁護委員、法務局などの関係機関と連携しながら、その適切な対応に努めます。

(8) 地域における生活環境の改善

ホームレス問題は、一部の地域においてはあつれきが生じるなど地域住民にとっても、解決すべき課題となっています。

公園等にホームレスが居住することにより、その適正な利用が妨げられている場合には、状況に応じて自立支援策と連携を強化し、適正な利用の確保に努め、地域における生活環境の改善を図る必要があります。

公園等の利用適正化のために自立支援策と公園等の管理部門が連携し、不法占用物件の撤去等に努めます。

河川等における不法占用物件の撤去等については、管理者である福岡県・市等が協議するなど連携に努めます。

ホームレスが特に多い公園等に関しては、巡回指導により、適正な利用の確保に努めます。

(9) 総合的かつ効果的な推進体制（関係機関，団体等の連携強化等）

ホームレスの自立を支援する上で、ホームレスに身近な民間団体との連携が不可欠です。特にホームレスの生活支援等を行っているNPO、ボランティア団体などはホームレスの生活実態を把握しており、個々の状況に応じたきめ細かな支援活動が期待されており、情報提供などを支援する必要があります。

福祉部門と公園等の管理部門との連携を強化し、ホームレスの自立支援や地域における生活環境の改善に努めます。

ホームレスの救急搬送等を受け入れる医療機関の確保に努めます。

また、必要に応じて生活保護等の適用を行い、退院時には居宅生活への自立意欲や生活能力等を踏まえて、居宅への移行支援を検討します。

県を中心としたホームレス対策の会議等を活用し、県内市町村及び近県等の自立支援策、市民啓発などの情報交換を行います。

ホームレスの自立に向けてきめ細かな支援活動を行っているNPOやボランティア団体等の民間団体に対し、情報提供など各種の支援を行うとともに、民間団体との協働による施策を検討します。

(10) ホームレスとなるおそれがある者への対応

ホームレスとなるおそれがある者への対応は、それらの者がホームレスとならないよう関係機関の連携体制を確保する必要があります。

民生委員・児童委員からの通報など関係機関との連携により地域における福祉等のニーズの把握に努めます。

把握したニーズに対応する関係機関(福祉事務所等)との連携確保に努めます。

【用語説明】

生活保護

日本国憲法第25条の「国民は、健康で文化的な最低生活を営む権利を有する」規定に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

救護施設

生活保護法第38条に基づく保護施設のひとつ。身体又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者（保護を必要とする状態にある者をいう。ホームレスに限らない。）を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。

福岡県内には市立「松濤園」（定員50人）をはじめ5施設があります。

NPO

政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民（nonprofit organization）間の支援のもとで、医療・福祉・環境など社会的な公益活動を行う組織・民間。民間非営利団体、ボランティア団体を含みます。

入院協力金

生活保護法第19条第1項第2号による住所がないか又は明らかでない要保護者を入院させた医療機関は診察前に体を拭くなどの特別な対応が必要なため、協力を依頼しています。（福岡市の独自制度）

シェルター

緊急的な一時宿泊所。

自立支援センター

一定期間入所し、食事、健康管理、生活相談や職業相談を受け、就労による自立をするための施設。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条 第七条)
- 第二章 基本方針及び実施計画(第八条・第九条)
- 第三章 財政上の措置等(第十条・第十一条)
- 第四章 民間団体の能力の活用等(第十二条 第十四条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護

の実施，国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護，地域における生活環境の改善及び安全の確保等により，ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については，ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ，前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは，その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により，自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は，第三条第一項各号に掲げる事項につき，総合的な施策を策定し，及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は，第三条第一項各号に掲げる事項につき，当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し，及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は，ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに，地域社会において，国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により，ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は，第十四条の規定による全国調査を踏まえ，ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は，次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保，安定した居住の場所の確保，保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し，一定期間宿泊場所を提供した上，健康診断，身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに，就業の相談及びあっせん等を行うこと

により，その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項，生活保護法による保護の実施に関する事項，ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか，ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は，基本方針を策定しようとするときは，総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第九条 都道府県は，ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは，基本方針に即し，当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)は，ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは，基本方針及び同項の計画に即し，当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は，第一項又は前項の計画を策定するに当たっては，地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第十条 国は，ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため，その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は，当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは，ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ，法令の規定に基づき，当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して十年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。